

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、塗装業務に従事していた。
- 2 請求人は、長年にわたり多量の有機溶剤を吸い込んだため、咳嗽、呼吸困難などを生じたとして、平成○年○月○日、C病院に受診し、「気管支喘息、間質性肺炎、過敏性肺臓炎」と診断され、以降、複数の医療機関で療養を継続した結果、平成○年○月○日をもって、治癒（症状固定）となった。
- 3 請求人は、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。本件は、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求代理人は、請求人の難治性喘息及び過敏性肺臓炎は有機溶剤の吸入が原因で、業務上の事由によることは明らかである旨主張しているが、請求人の症状に関する平成〇年〇月〇日実施の各種検査結果においては上記疾病に関する異常を認めることはできず、D医師は、離職し喘息の原因となる物質を吸入することがなくなっても症状が持続していることから職業関連性喘息は否定的であると述べている。また、請求人が主張する症状が発現し受診したC病院の血液検査結果及び肺機能検査結果からすると、請求人が過敏性肺臓炎等を発症していたとしても、その病状は重篤なものではなく軽症であったとみられるところであり、その後、有機溶剤を使用する業務から離れて4年以上療養を継続していたにもかかわらず改善の傾向が認められないことは医学的に考え難いことからすると、当審査会としても、請求人が本件において主張する咳嗽等の症状が業務上の事由による疾病により残存した障害であると認めることはできないものと判断する。

また、請求代理人は、請求人の症状は、少なくとも障害等級第13級に該当する旨主張しているが、請求人の血液ガス検査の結果に鑑みれば、決定書理由に説示するとおり、請求人の呼吸機能は障害等級に該当する程度の障害を残存しているとは認めることはできないものである。

- (2) なお、請求人のその余の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。